

# 幌延町協働のまちづくり活動支援事業補助制度

協働のまちづくりを推進するため、町民が行う公益的・公共的な活動に対して、補助金を交付します。

## 【補助対象者】

町内在住または町内で勤務する20歳以上の者で組織された団体（3名以上）であること

- ・政治活動および宗教活動を目的としないこと
- ・営利を目的としないこと
- ・暴力団もしくはその構成員の統制の下にないこと
- ・町税等に滞納のないこと

## 【補助対象事業】

- ・町民が自由に参加できるもの、公共サービスを享受できる事業
- ・町内で行う公益性・公共性のある事業

## ◆補助金交付実績

第1回 ほろのべ雪ん子まつり

## 【補助金の額】

補助対象経費	補助率	加算額
30万円未満	10/10	—
30万円以上 50万円未満	7/10	9万円
50万円以上 100万円未満	6/10	14万円

※参加者負担金等、その他収入は補助対象経費から控除する。

## 【申請期間】

申請事業を実施する年度の4月1日から1月31日まで

# 幌延町まちづくり事業補助制度

個性的で活力あるふるさとの創生を図るため、まちづくりに資する事業に対して補助金を交付します。

## 【補助対象者】

個人、団体、中小企業者等で幌延町に住所を有する者（予定者も含む）

## 【補助金の額】

補助対象経費の3分の2以内

## 【補助対象事業】

事業名	補助対象者	事業内容	補助限度額
産業・経済・福祉振興事業	中小企業等	町の産業の活性化、地域福祉の向上に資する取り組みで、新規性を有する事業 ア. 調査・研究事業 イ. 施設・設備事業	ア. 150万円 イ. 融資償還元金3分の2以内で年200万円（総額1,000万円）
地域活動事業	団体および個人	歴史、芸術およびスポーツ等の振興事業	150万円
生活環境整備事業	団体および個人	環境、景観づくりに資する事業	150万円
人材養成事業	団体および個人	リーダー養成、研修会の開催による交流事業等	20万円～40万円
イベント等創造事業	団体	魅力あるイベントや祭等創造事業	150万円
町内会館整備事業	町内会	町内会館の整備事業	800万円

## 【申請期間】

申請事業を実施する年度の4月1日から11月30日まで

## ◆補助金交付実績

JICA ボランティア帰国報告会（人材養成事業）、トナカイ調剤薬局整備事業（産業・経済・福祉振興事業）、パン・菓子工房開設事業（産業・経済・福祉振興事業）、町内会館整備事業（町内会館整備事業）、幌延よさこい祭開催事業（イベント等創造事業）、農家看板制作事業（生活環境整備事業）、海外農業視察研修事業（人材養成事業）



お問い合わせ先：産業振興課 企画振興グループ 電話：5-1113 告知端末機：5-8814